

(別紙1)

		補助対象となる経費	補助対象事業者、団体等	補助率	補助限度額
(1)	景品等購入事業	・消費者等への粗品・景品 スタンプラリーのイベント景品 粗品、景品、カレンダーなど (税別本体価格)	各参加店 (2社以上の参加店でも可)	補助対象経費の 3分の2以内 補助対象となる期間は、 令和2年9月14日から 令和3年1月31日	1参加店について 20,000円 複数の参加店 (連名による申請)の場合 20,000円×参加店数 但し、1申請につき上限は 200,000円
(2)	自社商品の割引クーポン券等の提供事業	・自社商品の無料提供 (仕入れ価格) 飲食メニューは、売価の1/2 ・自社商品の割引販売 (定価からの割引価格 税別) ・次回割引クーポン券、割引価格	各参加店		
(3)	広報事業	・販売促進事業を周知するための 広告宣伝に要する経費 チラシ、情報誌、ホームページなど	各参加店 (2社以上の参加店でも可)	補助対象経費の 3分の2以内 補助対象となる期間は、 令和2年9月14日から 令和3年1月31日	

※本補助事業の申請者は、その事業内容について犬山商工会議所ホームページに掲載、かつ自店の店頭でのPRを実施していただきます。